

**提出された市民意見の概要及びこれに対する本市の考え方
(対象事業：日明工場建替事業)**

以下に市民意見の概要および意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。
なお、意見は一部集約して掲載しています。

(1) 事業の必要性に関するもの・・・2件

意見の概要	本市の考え方	方針・計画 への反映
新日明工場の新設は必要であり、インフラ整備は最低条件であることから、一貫性を持ち新設する事を望む。	安定したごみ処理が継続できるように事業の推進に努めます。	当初計画に反映済み
ごみ処理は、市民生活に絶対欠かせない重要な市民サービスであり、今回のような処理施設の更新は、積極的かつ計画的に進めなければいけない。		

(2) 災害対応に関するもの・・・1件

意見の概要	本市の考え方	方針・計画 への反映
災害時にも対応できる余力は十分に持つべきである。 市民生活を災害やトラブルの危機から守るためにも、今の3つの工場がお互いを補完し合う体制は必要だと思う。	今後も安定処理を継続するため、処理体制の強靱化に努めます。	当初計画に反映済み

(3) 広域的処理に関するもの・・・1件

意見の概要	本市の考え方	方針・計画 への反映
北九州市は地域のリーダー都市として、周辺自治体のごみも引き続き積極的に受け入れるべきだと思う。 そして、発生したエネルギーを市民に還元できれば、まさに環境未来都市といえるのではないかと。	今後も「北九州都市圏域」の中核都市として、引き続き広域的処理に貢献していきます。また、焼却の際発生した熱により廃棄物発電を行い、売却した電力は電力会社を通して市民等に供給されます。	当初計画に反映済み

(4) 事業内容に関するもの・・・3件

意見の概要	本市の考え方	方針・計画への反映
<p>処理能力が既存工場 600 t /日に対して新工場は 508 t /日とある。能力が約 100 t 減っているなかで「安定処理」が出来る根拠はあるのか。</p>	<p>近年のごみ量実績および環境局循環型社会形成推進基本計画に掲げる 1 人当たりのごみ排出量削減目標値から将来ごみ量を推計し、新工場に必要な施設規模を算定した結果、508 t /日となりました。 (調書 8、9、14 ページ)</p>	<p>当初計画に反映済み</p>
<p>市内からの発生量が全量無理なく処理できる数値的根拠が見受けられない。</p>		
<p>508 t の処理能力で 100%稼働として、年間 250 日以上稼働をしなければ、平成 28 年実績の処理量は賄えない。新工場の年間稼働日数はどのように計画されているのか。</p>	<p>ごみ処理施設整備の設計計画要領に基づき、処理能力算定における年間稼働日数は 280 日で計画しております。 (調書 14 ページ)</p>	<p>当初計画に反映済み</p>

(5) 事業背景・経緯に関するもの・・・1件

意見の概要	本市の考え方	方針・計画への反映
<p>『平成 13 年には 3 R とグリーン購入に至るまでの総合的な取り組みを基本とする「循環型」に発展させ、循環型社会の構築に向けた様々な取り組みを進めてきた。このような中、持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型」の取り組みに「低炭素」、「自然共生」の取り組みを加え』とあるが、計画や取り組みがどの様に実社会に反映しているのかが見えない。</p>	<p>本市は、プラスチック製容器包装等の資源化物の分別回収、古紙・古着の集団資源回収、食品ロスの削減を目指した「残しま宣言」運動等により、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。また、ごみ処理にあたっては、焼却工場での省エネ対策・廃棄物発電等を通じて、エネルギーの有効活用を図っています。これらの取り組みは、廃棄物の適正処理だけでなく、温室効果ガスの削減を通じて、低炭素・自然共生に貢献するものです。このような取り組みをより一層、市民の皆さんへ情報提供してまいります。</p>	<p>—</p>

(6) その他の意見・・・1件

意見の概要	本市の考え方	方針・計画への反映
事業目的に「北九州市における一般廃棄物の安定処理を行う。」とあるが、産業廃棄物の受け入れに関してはどうか。	従来通り、条例に規定する産業廃棄物は受け入れることとしております。 (北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条に規定する、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)	—